

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和5年9月15日(2023.9.15)

【公開番号】特開2023-110019(P2023-110019A)

【公開日】令和5年8月8日(2023.8.8)

【年通号数】公開公報(特許)2023-148

【出願番号】特願2023-90905(P2023-90905)

【国際特許分類】

A 6 1 K 38/06(2006.01)

10

A 6 1 K 45/00(2006.01)

A 6 1 P 31/04(2006.01)

A 6 1 P 11/00(2006.01)

A 6 1 P 43/00(2006.01)

A 6 1 P 29/00(2006.01)

A 6 1 P 9/00(2006.01)

A 6 1 P 37/06(2006.01)

A 6 1 P 9/12(2006.01)

A 6 1 P 11/02(2006.01)

A 6 1 P 11/06(2006.01)

20

A 6 1 P 31/10(2006.01)

A 6 1 P 33/00(2006.01)

A 6 1 P 31/12(2006.01)

A 6 1 P 37/02(2006.01)

A 6 1 K 31/375(2006.01)

A 6 1 K 33/10(2006.01)

A 6 1 K 31/47(2006.01)

A 6 1 K 31/443(2006.01)

【F I】

A 6 1 K 38/06

30

A 6 1 K 45/00

A 6 1 P 31/04

A 6 1 P 11/00

A 6 1 P 43/00 1 0 5

A 6 1 P 29/00

A 6 1 P 9/00

A 6 1 P 37/06

A 6 1 P 9/12

A 6 1 P 11/02

A 6 1 P 11/06

40

A 6 1 P 31/10

A 6 1 P 33/00

A 6 1 P 31/12

A 6 1 P 43/00 1 1 1

A 6 1 P 37/02

A 6 1 P 43/00 1 2 1

A 6 1 K 31/375

A 6 1 K 33/10

A 6 1 K 31/47

A 6 1 K 31/443

50

【手続補正書】

【提出日】令和5年9月5日(2023.9.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a)グルタチオン、グルタチオン誘導體、グルタチオン結合体、またはそれらの薬学的に許容される塩；

(b)アスコルビン酸；および

(c)重炭酸塩

を含み、(a):(b):(c)のモル比が約0.1~0.5:0.5~1:1である、肺または気道のウイルス感染症を患っている対象を治療するための薬学的組成物。

【請求項2】

前記重炭酸塩が重炭酸ナトリウムである、請求項1に記載の薬学的組成物。

【請求項3】

前記重炭酸塩の量が約1~30重量%である、請求項1に記載の薬学的組成物。

【請求項4】

(a):(b):(c)のモル比が約0.4~0.5:0.5~1:1である、請求項1に記載の薬学的組成物。

【請求項5】

(a):(b):(c)のモル比が約0.4~0.5:0.5:1または約0.4~0.5:1:1である、請求項1に記載の薬学的組成物。

【請求項6】

約0.49Mのグルタチオン、約0.50Mアスコルビン酸、および約1Mの重炭酸ナトリウムを含む、請求項1に記載の薬学的組成物。

【請求項7】

前記組成物のpHが、約5.5~約10、約5.5~約8、約6~約10、または約6~約8である、請求項1に記載の薬学的組成物。

【請求項8】

水溶液である、請求項1に記載の薬学的組成物。

【請求項9】

ドライパウダーである、請求項1に記載の薬学的組成物。

【請求項10】

吸入により投与される、請求項1に記載の薬学的組成物。

【請求項11】

肺または気道のウイルス感染症を患っている対象における気道炎症を軽減する、請求項1に記載の薬学的組成物。

【請求項12】

(a)グルタチオン、グルタチオン誘導體、グルタチオン結合体、またはそれらの薬学的に許容される塩；

(b)アスコルビン酸；および

(c)重炭酸塩

を含み、(a):(b):(c)のモル比が約0.1~0.5:0.5~1:1である、肺または気道のウイルス感染症を患っている対象における粘液線毛クリアランスをアップレギュレートするための薬学的組成物。

【請求項13】

10

20

30

40

50

前記重炭酸塩が重炭酸ナトリウムである、請求項12に記載の薬学的組成物。

【請求項14】

前記重炭酸塩の量が約1～30重量%である、請求項12に記載の薬学的組成物。

【請求項15】

(a):(b):(c)のモル比が約0.4～0.5:0.5～1:1である、請求項12に記載の薬学的組成物。

【請求項16】

(a):(b):(c)のモル比が約0.4～0.5:0.5:1または約0.4～0.5:1:1である、請求項12に記載の薬学的組成物。

【請求項17】

約0.49Mのグルタチオン、約0.50Mアスコルビン酸、および約1Mの重炭酸ナトリウムを含む、請求項12に記載の薬学的組成物。 10

【請求項18】

前記組成物のpHが、約5.5～約10、約5.5～約8、約6～約10、または約6～約8である、請求項12に記載の薬学的組成物。

【請求項19】

水溶液である、請求項12に記載の薬学的組成物。

【請求項20】

ドライパウダーである、請求項12に記載の薬学的組成物。

【請求項21】

吸入により投与される、請求項12に記載の薬学的組成物。 20

【請求項22】

前記対象の粘液粘度を低下させる、請求項12に記載の薬学的組成物。

【請求項23】

前記対象の気道上皮細胞の線毛拍動頻度を増加させる、請求項12に記載の薬学的組成物。

30

40

50